

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
23	令和2年10月7日	街路灯の設置について	筋から公文までの通学路に街路灯が1つしかないのので、子どもの安全確保のためにも早急に街路灯を整備して欲しい。	このたびは、街路灯に関する貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご要望いただきました件について、道路管理者である鳥取県に要望しました。以下のとおり回答を頂いております。 1. 道路照明灯については、設置基準を満たさないため設置は困難である。 2. 側溝の蓋がけについては、蓋がけをする駐車スペースから車両が歩道側にはみ出す危険性があることから、側溝の場所が認識できるよう目印となるコーンパーを側溝沿いに設置する。 町としましては、通学路の安全対策の重要性を認識しており、できることを検討した結果、要望のあった道路沿いの2か所に防犯灯を設置いたします。	建設環境課 教育総務課	0858-55-7804 0858-52-1160	令和3年1月4日	令和3年1月4日
24	令和2年10月13日	街路灯及び側溝へのグレーチング設置について	筋から公文までの通学路に街路灯が1つしかないのので、子どもの安全確保のためにも早急に街路灯を整備して欲しい。また、こがねこども園横の側溝にグレーチングを設置して欲しい。	このたびは、街路灯に関する貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご要望いただきました件について、道路管理者である鳥取県に要望しました。以下のとおり回答を頂いております。 1. 道路照明灯については、設置基準を満たさないため設置は困難である。 2. 側溝の蓋がけについては、蓋がけをする駐車スペースから車両が歩道側にはみ出す危険性があることから、側溝の場所が認識できるよう目印となるコーンパーを側溝沿いに設置する。 町としましては、通学路の安全対策の重要性を認識しており、できることを検討した結果、要望のあった道路沿いの2か所に防犯灯を設置いたします。	建設環境課 教育総務課	0858-55-7804 0858-52-1160	令和3年1月4日	令和3年1月4日
25	令和2年11月9日	騒音について	近所の寺からの鐘の音がうるさいので、やめるよう町から指導して欲しい。	お寺の鐘の音は、騒音規制法及び県の定める公害防止条例の規制対象外であるため、現状、行政が規制・指導をすることができません。 当事者間での話し合いが原則とはなりますが、地域の民生委員や、自治会・お寺の檀家(護持会)の集まりでの相談などの方法もご検討ください。	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日
26	令和2年11月11日	分庁窓口の対応について	分庁総合窓口係の職員が少ないため、手続に時間がかかっているようである。一層の事、本庁舎にて複数職員で対応する方が良いのではないかと。	分庁窓口での手続の際、お待ちいただく時間が長くなり、御迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。 窓口対応につきましては、現在の職員配置の中で迅速に対応しておりますが、利用者の方の来庁状況や手続内容等により、時間を要する場合があります。 また、御提案いただきました本庁舎への業務集約についても検討しましたが、同様の理由により状況によってはお待ちいただく可能性があるとともに、赤碕地区の方に多大な御不便をおかけするため、現時点では実施困難であると判断しています。 したがって、今後、利用者の方に現在の待ち状況が分かる表示等の対応を検討するとともに、受付体制や職員配置等を見直し、窓口での待ち時間短縮に努めてまいります。	総務課(行政総務室・総合窓口係) 建設環境課	0858-52-2111 0858-52-1704 0858-55-0111	令和3年1月4日	令和2年12月4日
27	令和2年11月11日	地区公民館の耐震対策について	安田地区公民館は、数年前に実施された耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと公表されたが、未だに改修がなされていない。 また、安田小学校の廃校から7年経過しているが、小学校跡の活用も未だになされていない。 両施設の今後について、どのような検討がなされているのか教えて欲しい。	安田地区公民館の耐震診断結果判明以降、隣接する旧安田小学校への移転について、協議を進めており、現在、地区ごとの地域づくりに関わる中で、公民館機能と安田地区振興協議会の拠点を旧安田小学校に移す方向で検討を進めています。 今後、校舎の活用について地域住民のニーズや意見を伺い、状況を見ながら改修等も含めた検討を進めます。	社会教育課 総務課(施設管理室) 企画政策課	0858-52-1161 0858-52-2111 0858-52-1708	令和3年1月4日	令和2年12月4日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
28	令和2年11月12日	騒音について	近所の寺からの鐘の音がうるさいので、やめるよう町から指導して欲しい。	お寺の鐘の音は、騒音規制法及び県の定める公害防止条例の規制対象外であるため、現状、行政が規制・指導をすることができません。 当事者間での話し合いが原則とはなりますが、地域の民生委員や、自治会・お寺の檀家(護持会)の集まりでの相談などの方法もご検討ください。	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日
29	令和2年11月12日	職員の対応について	職員の対応の雑さに驚いた。	窓口での手続の際、職員の接客姿勢等により、御不快に思われたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。 御指摘を受け、改めて職員の接客姿勢や公務員としての意識向上について、周知徹底を図りました。 町民の皆様からいただいた御指摘に関しましては、真摯に受け止め、より一層の住民サービスの向上に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。	総務課	0858-52-2111	令和3年1月4日	令和3年1月4日
30	令和2年11月13日	こども園職員の対応について	あるこども園の職員が子どもたちに必要以上に大声で感情的に怒鳴る姿をいつも目にしている。 担当課より園の方へ指導・調査を行って欲しい。	この度は、ご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、園長へ伝え、状況の把握・共有を行いました。 園においても、ご意見いただいた職員と話をし、園児の対応について指導を行いました。また、職員会で園の保育体制等について見直しを行うと共に、一人一人の子どもたちの気持ちに向き合い、家庭・地域から信頼され、愛される園づくりについて、職員間でも再確認を行いました。 いただいたご意見を真摯に受け止め、園全体でより良い保育につながるよう努めて参ります。 今後とも、よろしくお願い致します。	子育て応援課	0858-52-1709	令和3年1月4日	令和2年11月20日
31	令和2年11月19日	行政放送について	行政放送がダラダラとしゃべられるので、頭に残らない。強弱・アクセントをつけて力強く放送してほしい。 また、町長の声も細すぎるので、大きな声で放送してほしい。	このたびは行政放送についてご意見をいただき、ありがとうございました。 今後は放送内容をより簡潔に、わかりやすいものとし ます。 また、放送者についてもはっきりした発音や抑揚をつけるなどを心がけ、アナウンス能力の向上に務めます。 多くの方に「伝わりやすい放送」を意識して取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。	企画政策課	0858-52-1708	令和3年1月4日	令和3年1月4日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
32	令和2年12月11日	家庭用発電導入推進補助金について	「家庭用発電導入推進補助金」で薪ストーブに補助を出しているが、薪ストーブを普及させれば、臭いの関係から換気ができない住環境へつながる。コロナ禍で換気が奨励されている中、薪ストーブ設置に公金を投入するのかが妥当なのか？	<p>琴浦町では、「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」(平成24年9月制定)に基づく「琴浦町環境基本計画(第2次)」(平成30年3月制定)により、再生可能エネルギーの導入促進の取組を進めており、木質バイオマスストーブについても、町内の住宅等が設備導入した場合にその経費の一部を補助しています。</p> <p>木質バイオマスストーブは、カーボンニュートラルな暖房器具であると同時に、化石燃料の代替エネルギーとして地域内のエネルギー資源を活用でき、エネルギーの地産地消に寄与するものと考えています。</p> <p>また、設置や使用に当たっては、消防法や建築基準法のほか環境省によるガイドライン(平成24年)に示された使用法を遵守し、有害物質の発生を抑え近隣住民に配慮して行う必要があると考えています。</p> <p>こうしたことから、いただいたご意見を踏まえ、木質バイオマスストーブの適切な使用方法を町のホームページに掲載するとともに、事業申請時には近隣の生活環境も踏まえ、適切に利用していただくよう周知をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日
33	令和2年12月15日	捨て猫対策について	広域農道に猫を捨てる人がいる。自宅敷地内に糞をしたり、夜中に鳴いたりするので、困っている。何か対策等ができないか？	<p>愛護動物の遺棄・虐待は法律により禁止されており、違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。動物愛護については、県及び町でも広報を進めているところですが、野良猫に関する苦情・相談は増加傾向にあります。</p> <p>飼い主のいない猫対策としては、不妊・去勢手術に対する県及び町の補助事業があり、地域住民の方に対して手術のお願いをしているところです。また、手術をするために野良猫を捕まえる捕獲檻の貸出し(町)や、猫避けの機械の貸出し(県)も行っています。</p> <p>野良猫の被害を減らすには、地域の皆さまのご協力が必要です。今後も保健所と連携しながら、継続して注意喚起や支援をしていきますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日
34	令和2年12月15日	ペットボトルの回収について	ペットボトルの回収を月1回から月2回くらいに増やして欲しい。	<p>琴浦町では、ペットボトルを再生資源ごみとして位置付け、月1回収集及び処理を専門業者に委託しているところです。</p> <p>中部圏域には処理が可能な業者が1社しかなく、体制的に回収回数を増やすことが困難な状況であるのが現状です。また、他の圏域での運搬処理となると処理費用が増加し、最終的に町民の皆さまの負担が増えることにもなってしまいます。</p> <p>回収回数の増加についてのご要望にはお応えできませんが、かさを減らすために人力(プレス機等は使用しないでください)で潰した上で出していただくことは可能です。</p> <p>今後も適切な収集・リサイクルの推進に努めてまいりますので、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日